

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「登録手続」を「登録・利用手続」に改め、同条第1項中「学校体育施設利用団体登録申請書（別記第1号様式）を、学校開放運営協議会を經由して」を「利用希望日の属する月の前月の25日（25日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日）までに学校体育施設利用団体登録・利用許可申請書（別記第1号様式）を学校開放運営協議会の審査を経て」に改め、同条第2項中「学校体育施設利用団体登録証」を「学校体育施設利用団体登録・利用許可証」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項中「施設を利用した利用登録団体」を「前条第2項の学校体育施設利用団体登録・利用許可証を交付された団体は、施設を利用したとき」に、「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「、設備」を「及び設備」に改め、同条を第11条とする。

第13条第2項第1号中「、又は」を「、若しくは」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条第1項中「属する月の前月末日（当該末日）」を「前日（当該日）」に改め、同条第3項中「別記第7号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様
（ 学校運営協議会会長）

申請団体 名 称
責任者氏名

年度学校体育施設利用団体登録・利用許可申請書

下記のとおり学校体育施設の利用団体として登録し、学校体育施設を利用したいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第7条第1項の規定により申請します。

記

利用学校名及び施設	学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）
活 動 内 容	
責任者	住 所
	電話番号
人 員	人（氏名等は別紙のとおり）
利用予定期間	月から 月まで
利 用 日 時	

注 この申請書は、利用しようとする学校ごとに提出してください。

審査報告	鹿屋市教育委員会 様
	上記団体は、鹿屋市立学校体育施設の開放に当たり、 <input type="checkbox"/> 施設を利用させることが適当であると認めます。 <input type="checkbox"/> 施設を利用させることは適当ではありません。 (理由) 審査日 年 月 日 () 学校運営協議会 会長 印

別紙

団体名 ()

	氏 名	住所又は勤務地 (学校名)	年齢 (学年)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様

鹿屋市教育委員会
（学校運営協議会会長）

印

学校体育施設利用団体登録・利用許可証

学校体育施設の利用について、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第7条第2項の規定により下記のとおり許可します。

記

利用する施設・器具	学校 体育館・柔剣道場・屋外運動場・その他（ ）
利用目的	
団体の名称及び登録番号	（ 年 第 号）
責任者氏名	
利用者数	人
登録・利用期間	年 月から 年 月まで
登録許可日時	
使用料	
備考	

許可に付した条件

- 1 使用する日の前日（当該日が祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日、日曜日又は土曜日でない日）までに市民スポーツ課、輝北総合支所住民サービス課、串良公民館又は吾平振興会館で使用月分の使用料を前納すること。納付の際は、この許可書を提示すること。
- 2 施設の使用の際は、本許可証及び使用料の納付済証を帯同すること。また、管理指導員、学校職員等の指示等に従うとともに、使用者の責任において安全対策を指導すること。
- 3 施設設備の損害、破損等の事故は、使用者の責任において処理すること。
- 4 校内での喫煙及び火気の取扱いをしないこと。
- 5 上下履きを区別し、屋内運動場内には絶対に土足で入らないこと。
- 6 施設の使用後は、必ず清掃し、用具等を所定の位置に戻すこと。
- 7 施設の使用後は、学校体育施設利用日誌を記入すること。
- 8 学校の都合若しくは災害の発生により、又はこの許可証の指示事項及び管理指導員の指示に従わないときは、この許可の全て又は一部を取り消すことがあること。
- 9 その他（ ）

別記第3号様式及び別記第4号様式を削る。

別記第5号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

別記第6号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第7号様式を削る。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第14条関係）

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

申請団体 代表者氏名 印

連絡先

学校体育施設使用料還付申請書

次のとおり学校体育施設使用料を還付していただきたいので、鹿屋市立学校体育施設の開放に関する規則第14条第3項の規定により申請します。

施設名	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
還付申請額	円
申請理由	

上記申請について、次のとおり決定してよろしいか。

決定区分	<input type="checkbox"/> 還付する。 <input type="checkbox"/> 還付しない。		
還付条件			
鹿屋市教育委員会	還付金額	円	
備考			

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。